

事前協議申請課別提出図書一覧

番号	担当課(室)名 提出図書等	建築・開発指導室		土木維持 管理室	都市 政策室 (交通)	都市 政策室 (都市政策)	下水道 整備課	お楽しみ サービス課	都市 整備室 (公園 緑地)	水道 施設室 (水運用 管理)	環境 政策室 (環境保全)	環境 政策室 (生活環境)	学校 管理室	学校 教育室	文化遺産 活用課	農業 委員会	広銀・協働 推進室 (公民協働 推進)	広銀・協働 推進室 (いずみ アベール)	危機 管理課	消防本部 警備課	備考	
		正	副																			
1	事前協議申請書(様式1~2)	○	○	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写		
2	公共施設一覧表(様式3~4)	○	○	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	*	*集会用地の帰属及び消防水利設置の場合
3	委任状	○	○	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写		代表者事項証明書は法人の場合 *自己所有地でない場合
4	申請者印鑑証明書・代表者事項証明書	*																				
5	土地所有者の同意書・印鑑証明書	○		写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写		
6	土地の登記事項証明書	○		写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写		
7	地籍図(公図)	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写		里道・水路・申請箇所等着色のうえ提出
8	明示指令書(写)	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写	写		
9	位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		縮尺は1/2,500程度
10	現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	土地利用計画図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12	造成計画平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	造成計画断面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14	擁壁断面図等	*1	写	*1	*1					*1												*1. 道路に接して設ける場合
		*2	写	*2	*2	*2				*2												*2. 水路に接して設ける場合
		*3	写						*3													*3. 公園又は緑地内に設ける場合、 もしくは、公園又は緑地に接して設ける場合
15	排水施設計画平面図・縦断面図	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		*公園又は緑地を設ける場合
16	水道施設等計画平面図・縦横断面図	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		*公園又は緑地を設ける場合
17	開発区域求積図・求積表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18	公共施設求積図・求積表	*1	写	*1	*1																	*1. 道路設置又は道路後退がある場合
		*2	写						○	*2												*2. 公園又は緑地を設ける場合
		*3	写																			*3. 集会用地を設ける場合
19	敷地内緑化計画図・計画書	*	*	○	○	○	○		*													*公園を必要としない共同住宅等の場合
20	排水施設構造図	○	○	○	○	○	○	○	*													*公園又は緑地を設ける場合
21	電波障害机上予想図	*	*								*											*中高層共同住宅の場合
22	ゴミ置場詳細図	*	*								*											*ゴミ置場を設置する場合
23	予定建築物の平面図・立面図・断面図	*1	写			*1			*1	*1											*1	*1. 長屋・共同住宅の場合
		*2	写																		*2	*2. 3階建て以上の場合
24	揭示板設置写真	*	*	写																		*指導要綱第5条参照
25	開発計画説明会協議経過報告書	*	*	写																		*指導要綱第5条参照
26	その他必要とする図書	*	*	写																	*	*各担当課(室)より別途求める場合があります
※	完了検査担当部局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	協議により設置する場合に必要。 (調整池、集会所、交通安全施設等)

変更事前協議時は計画変更概要書(様式13号)、変更における新旧設計図書、覚書、その他経過がわかる書類等が別途必要です。